議案第７４号

木津川市山城町森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、下記のとおり木津川市山城町森林公園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

木津川市長　谷口　雄一

記

１　施設の名称及び所在地

名　称　木津川市山城町森林公園

所在地　木津川市山城町神童子三上山地内

２　指定管理者　木津川市山城町神童子三上山１番地

山城町森林組合

代表理事組合長　松井　康次

３　指 定 期 間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

参考資料（議案第７４号）

木津川市山城町森林公園の指定管理者の指定について

１　指定管理者の概要

（１）　団　体　名　　山城町森林組合

（２）　代 表 者 名　　代表理事組合長　松井　康次

（３）　所　在　地　　木津川市山城町神童子三上山１番地

（４）　設立年月日　　昭和３１年１０月１２日

（５）　出　資　金　　８０３，４００円

２　選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和８年１０月１９日開催の木津川市山城町森林公園指定管理者選定委員会において、応募のあった団体から応募提案に関するプレゼンテーション、書類審査及びヒアリング審査を実施した。その結果、公平性の確保、サービスの向上、施設の適正管理等、施設運営を十分に行うことができるとして、山城町森林組合を選定した。

３　指定管理者に行わせる業務

（１）　公園の使用の許可及び使用料等の収受に関する業務

（２）　公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　木津川市山城町森林公園条例（平成１９年木津川市条例第１６０号）第１条の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務

（４）　市長の承認を受け、公園の休園日若しくは使用時間を変更し、又は臨時に休園すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、公園の管理運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

政策等の形成過程の説明資料

議　　案　　名	議案第７４号　木津川市山城町森林公園の指定管理者の指定について	
担　　当　　課	観光商工課　観光まちづくり係	
提案事項の概要等（必要性、効果等）	木津川市山城町森林公園の指定管理者の指定期間が令和９年３月末で満了することから、令和９年４月１日以降も引き続き、民間事業者の有する専門知識や運営ノウハウを活用して、市民や利用者サービスの向上・利用者の促進につなげるため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、指定管理者の指定を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	令和８年９月２日～１０月５日　指定管理者募集要項配布 令和８年９月２９日～１０月５日　申請書類受付期間 令和８年１０月１９日　木津川市指定管理者選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査	
市民参加の状況	■有　　□無	
	木津川市指定管理者選定委員会に、木津川市山城町森林公園の施設利用者１名が委員として参画し、応募事業者の提案内容について利用者の視点から審査・評価を行う。	
市総合計画の位置付け	基本方針	４　人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり
	政策分野	８　観光交流
	施　　策	①　観光振興
概算事業費（単位：千円）	□単年度（　　年度） □複数年度（　　年度）	
	指定管理者への施設管理委託料なし	
将来にわたる効果及び経費の状況	指定管理者制度の導入により、民間事業者の専門性及び運営ノウハウを活用した施設管理運営体制を確保するとともに、市民及び施設利用者サービスの充実が期待されます。 また、指定管理者に対するモニタリング及び事業評価を実施し、継続的な施設運営、施設利用者へのサービス向上を図ります。	